

令和7年度高畠町移住定住促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高畠町内への移住定住の促進を図るとともに、中古住宅及び空き家の有効活用を通して地域の活性化に資するため、本町に定住することを目的として住宅を建築又は取得する者に対し、予算の範囲内で交付する助成金に関し、高畠町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤を専ら町内におき、自ら所有する住宅に町の住民として長期にわたり居住することをいう。
- (2) 住宅 住宅の機能（玄関、風呂、トイレ、台所、居室）を全て持たせ、自ら居住するために所有する住宅（併用住宅の場合、居住部分の床面積が全体面積の2分の1以上であるものに限る。）をいう。
- (3) 新築住宅 建物の新築工事が完了してから1年未満の住宅であって、未入居のものをいう。
- (4) 建売住宅 販売を目的として建設された住宅で、居住されたことがないものをいう。
- (5) 中古住宅 完成の日から1年を経過し、居住されたことがある住宅（助成金の交付を受けようとする者及びその配偶者（予定者を含む。）の3親等以内の親族から相続、売買、贈与等により取得した住宅を除く。）をいう。
- (6) 貸家等 賃貸契約に基づく民間の貸家、アパート、公営住宅等をいう。
- (7) 取得 住宅を新築すること、又は建売住宅及び中古住宅を購入することをいう。
- (8) 転入者 2年以上継続して町外に住所を有しており、新たに高畠町へ転入する者をいう。
- (9) 貸家等居住者 高畠町内の貸家等に2年以上継続して居住している者をいう。
- (10) 新婚世帯 申請日において、婚姻後3年以内の世帯をいう。
- (11) 子育て世帯 申請日において、満18歳以下の同居する子どもがいる世帯をいう。

- (12) 高畠町空き家バンク 町内の登録された空き家物件の情報を公開し、売買・賃貸等により移住定住促進及び管理不全空き家の発生を防止することを目的とした情報提供サイトをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高畠町に移住定住することを目的に住宅を取得し、かつ、次のいずれかに該当する者であること。

ア 転入者

イ 貸家等居住者

- (2) 申請者及び入居予定の世帯員全ての者に、高畠町において町税等の滞納がないこと。

- (3) 高畠町内において所有する住宅がないこと。

- (4) 取得した住宅の所有権が10分の1以上であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、住宅分の取得費の50パーセントに相当する額又は次の各号に定める額のいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 転入者

ア 新築住宅・建売住宅を取得した場合 40万円

イ 中古住宅を取得した場合 20万円

- (2) 貸家等居住者

ア 新築住宅・建売住宅を取得した場合 20万円

イ 中古住宅を取得した場合 10万円

2 申請者が次の各号に該当する場合は、前項の助成金の額にそれぞれ10万円を加算した額を助成する。

- (1) 申請日において申請者及び世帯員全ての者が満45歳以下である場合

- (2) 新婚世帯である場合

- (3) 子育て世帯である場合

(4) 高畠町空き家バンクに登録されている物件を取得した場合

(交付申請)

第5条 申請者は、高畠町移住定住促進事業助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び世帯員全てが記載されている住民票

(2) 転入者にあつては町外に2年以上在住していること、貸家等居住者にあつては町内貸家等に2年以上居住していることを証する書類

(3) 住宅の取得価格を示す契約書の写し

(4) 取得住宅の位置図、配置図及び平面図

(5) 申請者及び世帯員全ての高畠町における納税証明書

(6) 申請者の高畠町における資産証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、住宅の取得に係る契約等を締結した日から当該取得した住宅に入居定住後3か月を経過する日とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、高畠町移住定住促進事業助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(申請内容の変更及び承認)

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）

が、申請内容を変更又は取下げしようとするときは、速やかに高畠町移住定住促進事業助成金変更交付（取下げ）承認申請書（別記様式第3号）により、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高畠町移住定住促進事業助成金変更交付（取下げ）承認通知書（別記様式第4号）により交

付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、住宅を取得し、かつ、入居したときは、高畠町移住定住促進事業助成金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて遅滞なく町長に提出しなければならない。

- （1）住宅の登記事項証明書等所有が確認できる書類の写し
- （2）申請者及び世帯員全てにおいて、町内へ定住後の記載がされている住民票
- （3）住宅取得に要した費用に係る領収書等の写し
- （4）取得した住宅の写真
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、令和8年2月27日とする。

（助成金の確定）

第9条 町長は、前条の報告があったときは、その内容を審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、高畠町移住定住促進事業助成金交付額確定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の通知を受けた交付決定者は、高畠町移住定住促進事業助成金請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、高畠町移住定住促進事業助成金取消通知書（別記様式第8号）により、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- （2）事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- （3）提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対して助成金の返還を求めるものとする。
- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該助成金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。